

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（日時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第5回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（日時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（日時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を8月31日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、条例の制定議案2件、条例の一部を改正する条例制定議案6件、和解及び損害賠償の額を定めること、購入契約の締結が各1件、補正予算議案5件となっており、定例会中の追加予定案件が9件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、9月8日木曜日を初日本会議、第2日、9月9日金曜日は一般質問、終了後、各常任委員会、第3日と第4日は土日のため

休会、第5日と第6日の9月12日月曜日と13日火曜日は決算特別委員会、第7日と第8日の9月14日水曜日と15日木曜日は事務整理等で休会、第9日、9月16日金曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

---

#### ◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第5回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と報告1件、議案として補正予算の専決処分1件、和解及び損害賠償1件、条例の制定及び一部改正8件、購入契約の締結1件と補正予算4件の計17件でございます。

なお、会期中に人事案件と補正予算をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、令和4年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

総務省は、7月26日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令

和4年度普通交付税大綱について閣議報告いたしました。

全国の市町村分のうち財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で5.4%の増、臨時財政対策債発行可能額で63.1%の減で、合わせた実質的な交付税は10.4%の減となっております。

秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で0.7%の増、臨時財政対策債発行可能額で66.2%の減で、合わせた実質的な交付税は4.9%の減となっております。

小坂町においては、普通交付税交付決定額は16億6,796万1,000円で、前年度当初算定額17億8,625万1,000円と比較し、1億1,829万円、6.6%の減となっております。また、臨時財政対策債発行可能額は2,578万4,000円で、対前年度比8,427万3,000円、76.6%の減となりました。この2つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比2億256万3,000円、10.7%の減となっています。

基準財政需要額において、高齢者保健福祉費における65歳以上人口の減や包括算定経費における単位費用の減などがあったものの、国の地方財政計画に基づく地域デジタル社会推進費が昨年度に引き続き措置されたこと、また臨時財政対策債への振替額が前年度より大幅に減った結果、前年度比1.8%の増となりました。

基準財政収入額では、法人税割を主な要因とする市町村民税の増や法人事業税交付金などの増により、前年度比20.6%の増となりました。

基準財政収入額の増加が基準財政需要額の増加額を上回ったことにより、普通交付税決定額においては、前年度比6.6%減での交付となりました。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和4年度予算において、普通交付税額は15億5,000万円、臨時財政対策債は9,000万円を計上していたことから、これらを合わせた留保財源は5,374万5,000円となっております。

以上、令和4年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたしました。

次に、令和4年度の普通共用林野運営状況についてご報告申し上げます。

入林料徴収関門につきましては、今年も樹海ライン沿いの5か所に設置し、5月20日から6月15日までの27日間で行いました。

期間中の入林者数は、延べ人数で町外者3,201人、町内者655人、合計で3,856人という結果となり、特に大きな事故もなく無事終了いたしました。

昨年の実績と比べますと、町外者は141人の増、町内者は37人の減、合計で104人の増となりました。

なお、入林許可証は286人の町民に交付しております。

収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けており、収入が約402万円に対し支出は347万円、およそ55万円の黒字となる見込みとなっております。

次に、宿泊助成券事業の抽せん結果についてご報告申し上げます。

宿泊助成券事業は、新型コロナウイルスの影響を受けている宿泊観光客を呼び戻すために、秋田県民を対象に5,000円の宿泊助成券を1人最大2枚まで応募できるものとし、6,000枚分を発行したものであります。

6月8日から6月30日まで郵便はがきによる受付を行い、秋田県内全ての市町村から1万1,504通の応募があり、抽せんを行った結果、当選者3,000人を決定して、助成券を当選者に送付いたしました。

応募者が一番多かったのは秋田市で、全体の45%、次に大仙市、由利本荘市の順となっております。競争率は2.6倍となりました。

昨年も同様の宿泊助成を行いました。昨年度より2,042通多い状況でございました。

宿泊利用期間は7月25日から11月30日までとなっております。

応募いただいた皆様の中には、期待に応えられない方もおられましたが、応募者全員にお礼を申し上げたいと思います。

次に、日本で最も美しい村連合定期総会・学習会2022についてご報告申し上げます。

6月29日から7月1日までの3日間にわたり、日本で最も美しい村連合定期総会・学習会2022が康楽館を主会場に開催され、全国の町、村、各地区、会員企業から160名の参加がありました。

日本で最も美しい村連合は、市町村合併により、小さくてもすばらしい地域資源や美しい景観を持つ町村の存続が難しくなってきた頃、フランスの素朴な美しい村を紹介するフランスの最も美しい村運動に範をとり、日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す運動を始めるために平成17年に設立され、小坂町は平成21年に審査を受けて正式に加盟いたしました。

総会初日は歓迎交流会を開催し、2日目の総会終了後の学習会では、小坂町の美しい村としての取組報告や町内団体のパソコンスマホサークル八重桜、小坂鉄道保存会、小坂音頭の

会から活動内容が発表され、小坂町の美しい村の活動を広く紹介することができました。

また、参加者から修学旅行生に体験いただいている芝居小屋体験を舞台の上で体験いただいたり、夕方には十和田湖で遊覧船を貸切り運航して、ふだんは通っていない秋田県側特別航路を含むコースを小坂町観光案内人からガイドいただきながら湖上遊覧を体験いたしました。

3日目の最終日は、七滝ワインや明治百年通りの街歩き、エコタウン、十和田湖の歴史の各コースに分かれて町内視察を行ったり、交流センター・セパームを会場に東北観光物産展の開催を行いました。

コロナ禍の関係で、主会場である康楽館への入場が制限されたことで、全国の美しい村の会員と町民との交流はできませんでしたが、東北観光物産展には多くの町民が訪れていただきました。小坂町の美しい村の取組が町民や全国に情報発信できたことは、非常に意義深いものと感じております。

また、参加者のアンケート結果からは、総じて町の取組を高く評価いただいた内容となっており、今後の取組の参考にしていきたいと思っております。

今後においても、全国の美しい村の皆様との交流を図ることで、先人に学び、受け継がれてきた資源を大切にしながら、小さくてもすばらしい美しい村運動を推進し、町民が主役による自立したまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

次に、第59回秋田県消防操法大会についてご報告申し上げます。

秋田県消防操法大会が去る8月20日に由利本荘市の秋田県消防学校を会場に行われ、小坂町消防団第4分団上川原班が秋田県消防協会鹿角支部を代表して、小型ポンプの部に出場いたしました。

上川原班は6月26日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く7月3日に行われた秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会でも見事優勝し、鹿角支部の代表として、秋田県消防操法大会出場を勝ち取りました。

上川原班の県操法大会への出場は9回連続の13度目となり、うち全県優勝が1回、準優勝2回を果たしております。

今回の大会でも優勝を目指して、7月中旬から大会前日まで、約1か月の長期間にわたり、鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受けて、早朝または夕方の訓練を積み重ねてまいりました。

消防団全体としても、団長をはじめとする協力体制の下、各団員が交代で練習の補助や激

励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたって支えてまいりました。

今回の県操法大会は、小型ポンプ操法の部の全国大会出場隊の選考会として実施され、9チーム中2番目の出場順で、各操作員ともプレッシャーがかかる順でありましたが、チーム一同すばらしい消防操法を披露していただきました。

結果は第3位となり全国大会出場の切符を逃しましたが、操作員が最優秀選手賞に選ばれるなど、これまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は優勝した出場隊と比較しても、決して引けを取らない内容でございました。

全県大会の常連として恥ずかしくない成績を残すことができ、来年度以降に期待を寄せるものであります。

今後も他の分団も切磋琢磨して競い合い、消防団全体の技術の向上を図っていただきたいと希望いたします。

次に、6月末から8月の大雨による被害状況等についてご報告申し上げます。

これからについては、当日配付の資料でございますので、よろしく申し上げます。

6月28日は日本海を北上する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、県内では昼前にかけて雷を伴った激しい雨が降り、小坂町には午前11時17分に大雨・土砂災害警報が発表されました。6月29日から7月1日にかけては、前線が東北北部に停滞したため、地盤の緩んだ状態が続き、少しの雨の強まりでも土砂災害の危険度が高まる可能性があったことから、警報は7月1日朝まで継続いたしました。

6月26日の降り始めから7月1日までの総降水量がアメダスの観測地である藤原では6月降水量の平年値を大きく上回りました。

町では6月28日午後0時33分に高齢者等避難を発令し、交流センター・セパームに避難所を開設し、7月1日の朝まで継続いたしましたが、避難者はありませんでした。

町内では、倒木、町道ののり面崩落、畦畔崩落などの被害が発生いたしました。

8月3日は前線が東北地方に伸び、前線上の低気圧が東北地方を通過し、暖かく湿った空気が前線や低気圧に流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が青森県にまたがって形成され、本県には初めてとなる顕著な大雨情報を発表するなど記録的な大雨となりました。藤原では8月1日の降り始めから8月3日までの合計雨量が209.5ミリを記録いたしました。

午前5時57分に大雨・土砂災害警報、午前7時20分に土砂災害警戒情報、午前7時28分には洪水警報が次々と発表されましたので、町では午前10時10分に避難指示を発令しまし

た。セパーム及び川上・七滝公民館に避難所を開設し、セパームと七滝公民館に2名ずつの避難者がありました。午後4時30分には避難指示を解除し、避難所を閉鎖しております。

町内では倒木、水路の溢水、宅地等への浸水、河川護岸の崩落、町道の路面陥没、水田の冠水・土砂流入などの被害のほか、土砂崩れ等による通行止めが高速道路や国道で多数発生し、特に十和田湖では土砂に車が巻き込まれるなど、複数箇所で開催いたしました。

8月9日からは前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、前線が北日本に停滞した影響で長雨となりました。藤原では8月13日午前6時30分までの48時間降水量が観測史上最大の187ミリを記録し、午前3時30分までの24時間降水量は161ミリで、8月の観測史上最大となりました。

8月9日、午後0時24分に大雨・土砂災害警報の発表を受け、午後2時10分に高齢者等避難を発令し、セパームに避難所を開設いたしました。

8月10日、午前11時55分には土砂災害警戒情報が発表、8月11日午前9時15分に土砂災害警戒情報が解除されたのを確認し、高齢者等避難を解除し、避難所を閉鎖しております。この間、避難所には二晩続けて3名の方が避難されました。

8月12日、午後5時35分に土砂災害警戒情報が発表されたため、午後6時55分にセパームへ自主避難所を開設し、8月13日の正午で避難所を閉鎖しております。この日も同じ3名の方が避難してきておりました。

8月15日は午後3時に自主避難所を開設し、夜の警報発表に備えました。午後7時26分に大雨・土砂災害警報が発表されましたが、この日は避難者はなく、翌8月16日の午前8時30分で避難所を閉鎖いたしました。

大雨・土砂災害警報の解除は8月17日の午前4時11分でした。8月18日は午前7時27分に大雨・土砂災害警報が発表され、午後11時14分に解除となりました。

町内では倒木が多数発生し、停電や通行止めも複数発生し、水路の溢水、住宅への浸水、宅地内への土砂流入、町道の路面や路肩の崩落、水道施設の被害、水田の冠水・土砂流入など被害のほか、高速道路では大規模な土砂崩れによる通行止めが発生したほか、国道では8月3日と同じような箇所で開催いたしました。

続いて、道路、河川、農地などの被害についてご報告いたします。

主な町道の被害は、真木ノ平線が路面崩壊により全面通行止め、雨池子坂線が水路の越流が原因となり路肩崩壊により幅員減少、萩平台作線でのり面崩壊により一時片側通行、その

他にも多くの町道でのり面の崩壊や倒木により支障を来しました。これらの道路復旧に5,200万円の費用を要する見込みとなっております。

また、河川被害では十和田湖神田川で土砂の流入により川床が埋没し浚渫が必要となったほか、複数の河川で護岸の補修や浚渫の必要性が確認されております。

次に、内ノ岱浄水場の断水対応についてでございます。

8月13日の早朝に浄水場監視システムで異常を感知し現地を確認したところ、藤原地区の取水口から浄水場まで水が来ていない状況でございました。維持管理を委託している業者と共に原因を調査した結果、大雨により大量の土砂等が導水管に混入し閉塞していることが判明いたしました。

8月14日昼過ぎから徐々に断水の状態となり、給水車による給水活動を行うとともに、断水解消の手段の検討を行ってまいりました。

8月15日早朝に日本水道協会へ緊急応援要請を行うとともに、小坂町管工事協会へ協力を要請し復旧作業を急いだところ、8月17日の午後2時頃に通水を確認し、8月18日の午前9時をもちまして、一連の断水は解消いたしました。

このたびの断水規模は563戸、1,131人となり、多くの町民にご不便をおかけし、不安な日々を過ごさせてしまいました。今後は断水を発生させないよう施設管理に努めてまいります。

農作物等の被害については、転作田への冠水により、町内全域のソバの発芽不良やジャガイモの収穫不能が確認されております。

また、水路への土砂流入による一部水田への被害が9件、畦畔崩壊による作業小屋への土砂流入が1件、水路の破損及び頭首工への土砂堆積が5件、森林関係の被害が3件となっております。

被害額については現在調査中でありますので、まとまり次第報告させていただきたいと思っております。

町では早急な対応が必要な被災箇所の工事等の費用に充てるため、8月17日付で災害復旧費に1,380万円の補正予算を専決処分して対応しております。さらに、公共土木災害に5,460万円、農林施設災害に1,800万円、合計7,260万円の追加補正が必要となる見込みであり、これについては最終日に補正予算を提案したいと思っております。

災害復旧を急ぐとともに、今後も引き続き、このような災害の対応には万全を期してまいります。



次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況等についてご報告申し上げます。

8月31日現在の接種の状況でございますが、5歳以上を対象として実施している初回接種を完了した方は4,189人で、接種率は90.6%、12歳以上の初回接種を完了した方を対象として実施している3回目の追加接種を完了された方は3,939人、接種率は94.0%となっております。

さらに、3回目の追加接種から5か月経過した方のうち、60歳以上の方、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患等を有し接種を希望される方及び医療従事者等を対象に、7月21日から開始した4回目の追加接種ですが、これまでに2,081の方が接種を完了しております。

今週10日から第3弾の接種を実施いたしますが、他市町村で接種される方も含め、9月末現在の接種者数は約2,500人程度になるものと見込んでおります。

また、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチン接種について、8月8日付の厚生労働省事務連絡で、オミクロン株対応ワクチン接種の体制準備を進めるよう通知がありましたので、これまでの接種と同様、小坂町診療所での個別接種により実施することで、診療所と協議を進めております。

今月中に関係法令等が一部改正された後、厚生労働大臣から改正後の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」が発出され、接種の詳細が示されると思っておりますので、接種日程等について決定次第、町民へ周知してまいります。

なお、接種の関連経費につきましては、本議会定例会へ提出いたしました議案第60号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第4号）へ計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これまで新型コロナウイルスワクチン接種に全面的にご協力いただいております小坂町診療所に改めて感謝を申し上げますとともに、今後実施予定のオミクロン株対応ワクチン接種でも、これまでの接種同様、万全を期して準備を進め、慎重かつ迅速に接種を進めてまいります。

次に、水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、鹿角地域管内の出穂期は平年並みの8月4日となりましたが、移植の遅い圃場では出穂も遅れる傾向が見られており、生育状況は圃場により差が見られている状況です。

8月19日に実施した水稻定点調査では、穂数は6月上旬の低温や6月下旬の日照不足と日較差の小さい気温により、分けつの発生が抑制されたことから、1㎡当たり414本で平年比

85%と少なくなりました。また、1穂当たりの着粒数は78.3粒で平年比117%と多い状況でございます。

穂数に1穂当たりの着粒数を掛け合わせた1㎡当たりの総もみ数は1穂当たりの着粒数が多いものの、穂数が少ないことから平年比100%と平年並みになりました。

病害虫につきましては、本年も斑点米カメムシ類の発生が平年よりも多い状況であり、斑点米被害に注意する必要があります。

収穫に向けて圃場の排水を確実にを行い、適期に刈取りができるように良質米生産へ向けて注意喚起をまいります。

以上で、私からの町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校児童・小坂中学校生徒の活躍についてご報告申し上げます。

6月18日、19日に鹿角中学校総合体育大会が開催されました。鹿角市総合競技場で開催された陸上競技大会では、金丸拓寛さんが男子共通3,000mで1位、男子共通1,500mで3位、男子共通走り幅跳びで松本翔汰さんが1位、佐藤由奈さんが女子共通1,500mと女子共通800mで1位、男子共通400mで永田琉星さんが2位、男子共通100mで佐藤一茶さんが3位、男子共通200mで成田夏月さんが3位、男子共通800mで澤口群青さんが3位、男子共通400mリレーで3位となるなど、参加選手一人一人が練習の成果を発揮してくれました。

野球は八幡平中学校との合同チームで挑みましたが、惜しくも準優勝となりました。

バスケットボールでは女子が3連覇を達成、男子は2位、卓球は男子団体が3位、女子団体も3位となりました。

鹿角中学校総体の上位入賞者は、7月16日から18日までに開催された全県中学校総体に駒を進め健闘しました。女子バスケットボールは厳しい試合を勝ち上がり3位となりました。また、陸上の女子共通1,500mで佐藤由奈さんが4位となり、8月8日から10日まで青森市で開催された東北中学校陸上大会への出場を果たし健闘いたしました。

7月2日、3日に開催された鹿角ミニバスケットボール大会にはスポーツ少年団男子小坂ブルーウォリアーズ、女子小坂レッドウェーブが会場、鹿角小学校クラブ野球大会には小坂スピリッツが会場、最後まで全力で戦い抜きました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

7月23日、大館市で開催された第29回秋田県小学校バンドフェスティバルに小坂小学校スクールバンド部が出場、さわやかポップス賞を受賞しました。

小坂中学校吹奏楽部は、7月9日に行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で6年連続の金賞を受賞し、7月30日に行われた全日本吹奏楽コンクール第64回秋田県大会に出場いたしました。令和2年の中止を挟んで6年続けての県大会出場であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校・保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆さんのご理解、ご指導のたまものと思っております。

今後とも新型コロナウイルス感染症予防対策をしっかりとしながら、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務の点検・評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられております。

小坂町教育委員会においても、昨年に引き続き、令和3年度について法律の趣旨にのっとり、教育委員会事務の点検及び評価を行いました。

内部評価を実施し外部評価者から意見をいただいた結果、35事業のうち「期待した効果が得られた」が19事業、「おおむね期待した効果が得られた」が4事業、「期待した効果を下回った」が3事業、「期待した成果を得られなかった」が3事業、「効果が少なく向上の見込みがない」が6事業となりました。

「効果が少なく向上の見込みがない」の6事業のうち4事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小または中止したため、指標値が25%以下となったものがあります。

この評価を踏まえ各事業の課題について、より一層効果を高めるための取組やより効果的な実施方法、民間との役割分担を踏まえた町の関与の見直し等について検討し、各教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

次に、町の外国語指導助手の交代についてご報告申し上げます。

平成30年8月に6代目外国語指導助手として赴任した前任のキンバリー・バルトスさんは

小中学校で活躍し、4年間にわたり児童生徒の英語力向上、町民の国際理解や語学力の向上に力を尽くしてくださいました。特に、楽しみながら学べる授業づくりに取り組まれ、大変好評でした。

また、和太鼓が大好きでアカシア太鼓のメンバーとして積極的に活動され、様々なステージで活躍されておりました。イラストも大變得意で、小坂町の婚姻届の用紙にキンバリーさんの書いたイラストが載っております。

離町に当たり、4年間町民の皆様からお世話になり、温かく接していただいたことに心から感謝いたしておりました。

後任のイザベル・ザンゴリヤさんは、アメリカ・ニュージャージー州出身の女性です。

イザベルさんは8月23日に来日し、8月25日から小坂町に居住して、2学期から小坂中学校に勤務し、授業をしております。日本語はまだ不慣れですが、日本の歴史や文化にとっても興味があり、いろいろなことを勉強したいと張り切っております。

皆様には温かく親しく接していただければ幸いに存じます。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、認定第1号 令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○議長（目時重雄君） 認定第1号 令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び小坂町水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
上程させていただきました一般会計と8つの特別会計及び水道事業会計の令和3年度歳入

歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、令和3年度小坂町一般会計の歳入歳出決算からご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、令和2年度繰越明許費として議決いただきました8件を含む予算額54億7,589万5,000円に対し、歳入決算額は53億3,408万9,244円、歳出決算額は52億139万5,221円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億3,269万4,023円の黒字となります。

このうち2,472万5,000円が令和4年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は1億796万9,023円の黒字決算となりました。

歳入総額は前年度より3億6,332万円、率にして6.4%の減となりました。この要因の主なものは、地方交付税が1億2,874万8,000円、6.1%増加したものの、国庫支出金が6億226万8,000円、49.1%、地方債が7,922万6,000円、20.8%とそれぞれ減少したことによります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

歳出総額は前年度より3億4,902万3,000円、6.3%の減となりました。この要因の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による対策経費の減及び十和田湖和井内エリア整備事業に係る観光拠点施設の工事終了により、総務費が3億206万2,000円、土木費が4億3,221万6,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

また、令和3年度末における地方債現在高は43億1,730万円となり、前年度より2億8,630万8,000円減少いたしました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は14億3,300万2,000円となり、前年度より3,926万8,000円減少いたしました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額5億3,945万3,000円に対し、歳入決算額は5億4,020万6,223円、歳出決算額は5億1,376万8,377円で、実質収支額は2,643

万7,846円の黒字となり、令和4年度へ繰越いたしました。

なお、保険給付費などの減少により剰余金を確保できましたので、今後の財源調整に備えて国保財政調整基金へ1,000万2,000円を積み増したことから、年度末における同基金残高は1億3,007万6,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額8,255万1,000円に対し、歳入決算額は8,232万7,300円、歳出決算額は8,228万8,635円であります。実質収支額は3万8,665円の黒字となり、令和4年度へ繰越いたしました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額7億8,382万8,000円に対し、歳入決算額は7億8,202万706円、歳出決算額は7億7,503万496円であります。実質収支額は699万210円となり、令和4年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における介護給付費準備基金の残高は4,060万2,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額287万1,000円に対し、歳入歳出決算額とも284万4,627円で、収支差引額はゼロでございます。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額6,453万7,000円に対し、歳入歳出決算額とも6,390万8,343円で、収支差引額はゼロでございます。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額306万5,000円に対し、歳入歳出決算額とも305万9,781円で、収支差引額はゼロであります。

なお、年度末における中退共基金の残高は3,236万3,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額227万5,000円に対し、歳入歳出決算額とも227万2,755円で、収支差引額はゼロでございます。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、令和2年度の繰越明許費を含み、予算額3億1,194万円に対し、歳入決算額は2億9,650万9,945円、歳出決算額は2億9,640万2,745円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は10万7,200円の黒字となります。

このうち10万7,000円が令和4年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支は200円の黒字決算となりました。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額346万6,000円に対し、歳入決算額が338万4,269円、歳出決算額が214万1,800円であります。実質収支額は124万2,469円の黒字で、令和4年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,972万1,000円、財産管理運営基金が4,575万4,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億6,149万2,366円で、支出総額が2億5,161万3,087円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は629万5,473円となり、前年度繰越利益剰余金が4,713万6,199円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は5,343万1,672円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が8,313万8,000円で、支出総額が2億1,273万5,100円となりました。

なお、資本的収支において不足する額1億2,959万7,100円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要でございます。

熊谷代表監査委員と鹿兒島監査委員からは、去る7月20日から7月27日までの日程で決算審査を行っていただき、8月1日に令和3年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員からご指摘をいただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、9番、小笠

原憲昭君、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君、以上10人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君とすることに決定いたしました。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第3号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第3号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健



全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取るために設定されたものでございます。

7月27日に実施されました決算審査において、資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

実質公債費比率は15.3%、将来負担比率は60.1%となりました。

実質公債費比率は令和2年度の16.0%と比較して0.7ポイント低下し、将来負担比率は82.0%から21.9ポイント低下しております。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

令和3年度の実質公債費比率は、公債費などの負担額を示す分子においては、元利償還金などの負担額は前年度と同水準でありましたが、基準財政需要額に算入されている過疎対策事業債が増加したことにより、分子全体として減少いたしました。

また、分母においては、地方税における法人税割の増加を要因とする標準税収入額の増加や地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加により、分母となる全ての項目が大きく増加し、単年度における実質公債費比率は前年度比2.4ポイントの減少となりました。

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の割合がどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

将来負担比率は、分子となる地方債残高及び退職手当負担見込額が減少し、分母においては先ほどの説明のとおり標準財政規模が増加したほか、財政調整基金などの充当可能基金残高も増加したことから控除額が増加し、21.9ポイントの低下となりました。

両比率において前年度比較で改善という結果となり、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。

この4種類の比率は全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、町民法人税が年度により大きく変動することから、将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計、いずれも資金不足はありませんでした。

議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終結いたします。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第49号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第49号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、8月3日から続いた大雨により発生いたしました被害への対応を早急に進める必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月17日付で

災害復旧に要する経費の予算の専決を行ったものでございます。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費及び2項農林水産施設災害復旧費の災害復旧工事費にそれぞれ980万円、400万円を計上いたしました。

補正財源は全額、財政調整基金繰入金を措置しております。

本専決処分による補正予算は既決予算額44億5,118万9,000円に、歳入歳出それぞれ1,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,498万9,000円としたものでございます。

なお、今回の災害に係る経費については、特別交付税において特殊需要として措置していただけるよう要望してまいります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第50号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第50号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、町道牛馬長根1号線において、令和3年10月5日に発生した倒木により通行車両が破損した事件について、相手方と示談交渉が調いましたので、和解及び損害賠償の額を定めようとするものでございます。

今回、このような事件が発生したことについて深くおわびを申し上げますとともに、改めて町道の維持管理を徹底するよう指示いたしました。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、説明いたします。

この件につきましては、7月15日付で相手方である有限会社石田運輸商会との示談交渉がまとまっております。

その内容は、相手方が求める損害賠償額は車両修理代94万2,810円と休車損害分24万8,000円、合わせて119万810円でありましたが、保険会社の査定により、当方の保険から支払われる金額は83万3,567円と確定し、相手方との協議の結果、合計がちょうど100万円となるよう休車損害部分を譲歩していただきまして、保険対象外となる16万6,433円を町が支払うことで和解をしております。

損害賠償の額が50万円以下の場合は町長の専決処分事項となりますが、今回はその額がこれを超えておりますことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件に係る予算については、今9月定例議会に上程している一般会計補正予算（第4号）において、その賠償額のうち保険対応にならない部分の16万6,433円を補正措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第51号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第51号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

下水道事業に地方公営企業法の財務規程等を適用し公営企業会計に移行するに当たり、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、小坂町下水道事業の設置に関する条例の制定について詳細の説明をいたします。

現行の下水道事業特別会計に代えて、新たに地方公営企業法の財務規程等を適用させた下水道事業を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするものであります。

住民生活に密接している下水道事業は、恒久的な財産として適正に維持管理しつつ、健全な経営、運営を確保していくことが求められております。しかしながら、現在の官庁会計である単式簿記では経営状況や財務状況を詳細に把握することができず、使用料算定の根拠などの説明責任を欠くことも生ずるため、企業会計である複式簿記の導入をもって解消を図ろうとするものであります。つきましては、地方自治法により特別会計を設置している下水道事業を令和5年度から地方公営企業法による財務規程等を適用するに当たり、当該条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容は、第2条で財務規程等の適用を規定し、第3条で経営の基本を表し、第7条で議会の議決を要する負担付の寄附の受領等を定め、第8条では業務状況説明資料の作成を定めております。

以上、小坂町下水道事業の設置に関する条例の制定について詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第52号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第52号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

下水道事業を地方公営企業法の財務規程等を適用し公営企業会計に移行するに当たり、関係する条例を改正するものでございます。

具体的には、下水道事業特別会計を廃止すること、事業の管理者が町長ではなくなること及び語句の整理となります。

以上、誠に簡単ではございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第52号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第53号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第53号 小坂町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第53号 小坂町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、令和5年度から下水道事業を、地方公営企業法を全部適用する公営企業とすることから、職員の定数について、下水道事業に従事する職員1人を加えるものでございます。

また、現行、町長の部局の職員「70人」を「67人」に、教育委員会の部局の職員「16人」を「13人」に改め、計「90人」の定数を「85人」に改めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、説明します。

職員数の減少によりまして、実員数と定数との乖離が大きくなってきておりますので、第1号「町長の部局の職員」と第3号「教育委員会の部局の職員」を減じて、職員定数の合計を85人にしようとするものでございます。

現在の実員数は74人ですが、内訳は町長部局が60人、教育委員会部局が9人、それ以外は定数と同数の実員数となっております。定数を85人に減らしても実員数とはまだ11人の開きがございます。

今後の職員数の見通しですが、来年度、令和5年度から定年年齢の段階的引上げが始まり、定年引上げが完成するまでの10年間は、2年に1歳ずつ定年年齢が引き上げられるため、1年置きに退職者がいない年が出てまいります。しかし、職員の年齢構成の均衡を保つ観点から、採用抑制は行わないで退職者がいない年も職員採用を続けていかなければならないと考えておりますので、一時的に職員数が増える年も出てくると考えられます。

また、定年引上げの移行期間に伴う経過措置として再任用制度が継続されますので、再任用職員の分も職員数が増えることを想定しても、定数内には収まると見込んでおります。

このほか、下水道事業の法適化に伴い、新たに第6号に「下水道事業に従事する職員1人」を追加しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第53号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。



---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容は、第1条におきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境整備について、第2条におきましては、育児休業の取得制限回数の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の緩和及び1歳以降の取得要件の柔軟化に関する規定を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細を説明しますので、審議の参考の3ページに改正の概要が載っております。それから4ページから12ページまでが新旧対照表を掲載しております。

改正の理由は、町長の説明のとおり、また3ページにもありますように、地方公務員の育児休業等に関する法律などの上位の法律の改正がありましたので、町の条例整備も必要となったものでございます。

改正内容は、施行日によって整理しております。第1条関係が令和4年4月1日からの適

用、第2条関係は令和4年10月1日からの施行といたします。

第1条による改正では、育児休業ができる非常勤職員の要件等を規定している第2条及び第18条から「引き続き在職した期間が1年以上である」ことを削除し、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和しています。

第22条、第23条には、新たに、妊娠・出産を申し出たとき、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないことや育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備など、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を追加しています。

次に、第2条による改正の部分です。

第2条では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、1歳6か月に達する日まで、その任期が満了することが明らかでない等の要件について、出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、8週間と6月を経過する日までと緩和しています。

第2条の3第3号では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を1歳6か月に達する日とする要件について、次の第2条の4では、2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しております。

次の第3条では、再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定しておりますが、育児休業の取得回数の制限を現行の原則1回までから原則2回までに緩和することから、第5号に規定する育児休業等計画書により申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除しています。

第7号では、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備しています。

第3条の2は、第2条の5から規定位置を移動しているものです。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

交通指導隊事務局名義の口座に不適正な支出が確認されたことについて、これまで全員協議会においてご報告申し上げてまいりましたが、この問題の責任の所在を明らかにするため、私自身について、本年10月分の給料月額の10分の1に相当する額を減ずることとし、町としての結果責任を明らかにするとともに、反省・自戒のあかしにいたしたいと存じます。

今後は、全庁一丸となって再発防止に向けて取り組み、適正な業務の執行に努めてまいります。

以上、改めて深くおわびを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第56号 小坂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第56号 小坂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町の特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び同施行規則で定める基準に従い管理しております。

この規定に改正がありましたことから、町の条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、小坂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細の説明をいたします。

小坂町では渡ノ羽団地に特定公共賃貸住宅を7戸管理しておりますが、この住宅は国の法律、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び同施行規則で定める基準に従い管理しております。

今般、法、規則の改正によりまして、里子と同居する者も同要件、入居要件を満たすこととなりました。

このことを踏まえ、里子と同居する者について、同居親族要件を満たすこととしたものです。

具体的には、審議の参考、14ページにありますように、「同居親族」というものを「同居親族等」というふうな文言に変えているものです。

以上、小坂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第57号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第57号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方公営企業法の財務規程等を適用し、既に公営企業会計に移行している水道事業に関する条文の整理をするもので、具体的には、事業の管理者が町長でないため、一部を除き条文中の「町長」を「管理者」に改めるものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第58号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第58号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団は消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関であります。地域住民の生命・身体・財産を守るために、日夜、火災をはじめとする地震や風水害等の災害に対し、率先して取り組んでいただいております。

本条例は、昨年、国が開催した消防団員の処遇等に関する検討会の報告を踏まえ、報酬等の見直しを行うとともに文言の整理をするものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 議案第58号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案審議の参考で説明いたしますので、審議の参考、15ページをご覧ください。

条文の改正につきましては、16ページ、17ページの新旧対照表を参照していただきたいと思います。

改正理由であります。全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、昨年、国が開催した消防団員の処遇等に関する検討会の報告を踏まえ、消防団員の処遇改善の一環として報酬等の見直しを行うものであります。

改正概要であります。現在、団員へは給与ではなく報酬や手当並びに費用弁償を支給していることから、題名の「給与」を「報酬」に改め、「消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に改めるとともに、年額報酬及び出動報酬を引き上げるものであります。

年額報酬額につきましては、団長については「60,000円」を「68,900円」に、階級が副団長までの方についても表のとおり引き上げるものでありますが、班長の方は「18,300円」を「22,300円」に、団員の方は「17,200円」を「21,000円」に引き上げるものであります。

なお、報酬額につきましては、鹿角市消防団の報酬額を参考にしております。

また、年度の途中に入退団の場合や異なる階級に異動した場合には月割りにより計算した金額を支給することとしております。

出勤報酬につきましては、消防業務に従事した際に支給している「出場手当」、「訓練手当」、「警戒手当」を「出勤報酬」に改め、火災などの災害出勤に関して支給する「出勤報酬」は4時間未満が3,000円、4時間以上は6,000円とし、訓練・警戒等に対して支給する「出勤報酬」については、「2,000円」から「2,500円」に引き上げるものであります。出勤報酬につきましても、鹿角市消防団を参考にしております。

管理報酬につきましては、消防ポンプ自動車、普通積載車、軽積載車の「管理手当」としまして、班や分団の口座に振り込んでおりますが、国から「団員個人への直接支給の徹底について」の通知を踏まえまして、透明性の観点から、「管理手当」を「管理報酬」に改め、車両を管理している消防団員個人に報酬として支給するものであります。

施行日は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用するものとしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 6月の一般質問をした関係上、中身をもう一度確認させていただきたいと思います。

まず、各々の階級があるわけですが、階級に関わる人数はどのようになっているか教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 階級ごとの人数でございますが、団長は1名、副団長1名、分団長が5名、副分団長5名、部長以下は少しお待ちください。すみません。後でご報告いたします。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 間もなくお昼になりますので、今の回答をいただかないと、次の質問ができませんから、休憩の後にあとは質問させていただきたいと思います。



○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 申し訳ございません。令和4年3月31日時点でございますが、部長が17名、班長が16名、団員が72名でございます。3月31日時点で116団員となっております。

〔「全部で何人ですか」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（初沢 誠君） 116人です。

○議長（目時重雄君） これより昼食休憩を取ります。

ただいまの議案については、質疑は午後1時から再開の場をお願いします。

これより昼食休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

9番議員より質問がありましたことに対して、町民課長より答弁があります。

町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 午前中に消防団員の人数についてご報告させていただきましたが、人数に誤りがありましたので、改めてご報告させていただきます。

団長が1人、副団長1人、分団長5人、副分団長4人、部長が17人、班長16人、団員が72人で、令和4年3月31日時点で116人となっております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、116人で今回改正しようとする金額を掛け算しまして、その平均値は金額幾らになりますか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 改正後の団長から団員までの116人の平均値、平均額であります。2万3,402円となります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、前回私が一般質問で申し上げたわけですけれども、国が普通交付税の算定基準として示している金額が年額3万6,500円だということに比較し

ますと、まだまだ低いというふうな気がしますし、年額報酬だけでなく、出勤報酬についても、今回、4時間以上が6,000円に引上げするとしても、国の基準は8,000円という金額ですから、これもまだ至っていないというふうになるかと思えます。

そこで、町長、いいですか。これは相手のあることで、鹿角市と小坂町と一緒に協議しながら取り組んでいくべきだと私は思うのです、広域で仲よくやっている消防業務ですから。そういう意味では、やっぱり鹿角市とも相談しながら、国の基準で、少しずつでもいいから、一気に上げるというのは私は大変だと思うんです。ですから3年でも5年でも、いろいろ工夫しながらお互いに改善しましょうというお気持ちはおありでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今のご質問ですが、自分としても、それはそのようにして、できるだけ国の数字に近づけたいと思っておるところです。

○議長（目時重雄君） そのほか質問はございませんか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 今の小笠原議員に関連して、上げていくということで町長のお考えを聞きましたが、今の時点で、秋田市で3万円というような状況の中もありまして、それではやはり県内でトップの秋田市ではありますが、小笠原議員と同様、国の基準に合わせていてほしいのと、もしできるのであれば、2年後というぐらいには秋田市のほうに合わせて3万円程度の報酬をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） そのほか質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 本件に関しては、私は賛成という立場で討論させていただきたいと思えます。

いろいろ工夫をしていただいて、鹿角市とも足並みをそろえながら、できるだけ、町長が言われるように、町民の生命・身体・財産を守る、こういう団員の活動をできるだけ努力をして頑張っていたいただきたいという意味を込めての報酬改定という気持ちは大変理解ができます。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ国が交付税算定基準として示して

いる金額にできるだけ早く近づけていただくようお願いをしたいという意見を付け加えさせながら賛成していきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第59号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第59号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本購入契約の締結は、小坂町消防団第4分団万谷班に配置している消防ポンプ自動車が老朽しているため、更新したいというものでございます。

更新する消防ポンプ自動車はCD-I型消防ポンプ自動車で、ベースの自動車は低床4輪駆動型消防専用シャシ、キャブオーバーダブルキャブ型ダブルシート4ドア、ディーゼルエ

ンジン最高出力150馬力以上で、水ポンプ装置、真空ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、規格附属品一式を搭載しております。

去る8月23日に5者による指名競争入札を実施いたしましたところ、株式会社能代消防センターが消費税込み2,255万円で落札いたしました。

本契約が予定価格700万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 議案第59号 消防ポンプ自動車購入の詳細について説明を申し上げます。

県内の5者によりまして、8月23日に入札を行った結果、株式会社能代消防センターが落札いたしました。入札指名を行った5者のうち、太平興業株式会社大館支店と株式会社山二から事前に入札辞退届が提出されました。また、UDトラックス株式会社は入札予定時刻に会場しなかったため入札放棄とみなし、2者による入札を行っております。落札率は93.23%で、そのほかの入札価格は消費税込みで株式会社工藤米治商店が2,398万円でありました。

現在は仮契約を締結しておりまして、議決をいただきました後に本契約を締結する予定となっております。

次に、購入物品概要でございます。

町長が提案理由の中で申し上げましたが、CD-I型消防ポンプ自動車で、ベースの自動車は低床4輪駆動型消防専用シャシ、キャブオーバーダブルキャブ型ダブルシート4ドア、ディーゼルエンジン最高出力150馬力以上です。なお、ベース車両のメーカーは指定しておりません。

水ポンプ装置は、インデューサー付大型高圧二段バランスのタービンポンプA-2級です。そのほか真空ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、附属品一式を搭載しております。

履行期限は令和5年3月31日までとして年度内の納入としております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の上げ、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第60号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第60号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、町道などの除排雪経費や新型コロナウイルスワクチンの4回目接種及びオミクロン株対応のワクチン接種に係る経費、夢ある園芸産地創造事業、川上公民館整備事業などの予算を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,877万8,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を46億5,376万7,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金などの特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税などを措置しております。

第2条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて減額し、限度額総額をこれまでの既決額から6,421万6,000円減額して、2億3,218万4,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明いたしますので、予算書の8ページ、歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節の職員手当等は、災害対応などでこれまで支出した時間外勤務手当等に今後不足が見込まれる分を追加するものです。4節の共済費は、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う適用拡大により、再任用職員や会計年度任用職員が被用者保険から共済組合に移行することによる職員共済組合負担金分の追加です。共済費の調整につきましては、以下の科目においても同様の調整をしていますので、説明は省略いたします。

4目財産管理費、12節の業務委託料は、旧十和田分館の除排雪作業分です。21節の賠償金は、議案第50号で説明した損害賠償に係る賠償金を計上しています。

5目企画費、12節の業務委託料は、移住体験住宅の除排雪作業分です。18節の路線バスキャッシュレス化推進事業補助金394万1,000円は、地域公共交通への支援対策として、路線バスの利便性向上及び利用の拡大に向け、非接触型交通系ICカードシステムを導入する秋北バスに対して補助するものです。

財源内訳欄の国県支出金394万1,000円は、地方創生臨時交付金です。

2項徴税費、2目賦課徴収費、22節の町税過誤納還付金は、当初予算計上分からの不足分です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節のあんしん除雪支援事業補助金は、1世帯当たり1万円の70世帯分を見込んでおります。27節の国民健康保険特別会計繰出金は、出産一時金と会計年度任用職員の共済費の増額分です。

5目障害者福祉費、19節扶助費の更生医療給付費は、受給者数の減によるものです。福祉

タクシー事業及び人工透析者通院自動車燃料費補助金は、不足見込み分を増額しております。22節の国庫支出金返還金は、前年度の障害者自立支援給付費と障害児入所給付費などに係る国庫負担金などについて、その精算により返還が生じることから予算化したものです。

財源内訳欄の国県支出金366万1,000円の減額は、更生医療給付費に係る障害者医療費国庫負担金と更生医療事業費県負担金の減額です。

6目福祉保健総合センター管理費、14節の施設改修工事費は、当初予算に計上しているボイラー更新工事の原材料価格高騰による不足分として100万円、設備補修工事費は、ドレーンヒーター補修分として99万円を計上しています。

7目介護保険費、22節の国庫支出金返還金は、前年度事業の実績確定に伴い返還が生じるものです。27節の介護保険特別会計繰出金は、会計年度任用職員の共済費分です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節の国庫支出金返還金は、前年度実績による精算で、児童手当分2万7,000円と低所得子育て世帯生活支援分86万8,000円を計上しています。

2目児童運営費、18節のすこやか子育て支援事業補助金は、副食費の増額分として24万3,000円を計上しています。22節の国庫及び県支出金返還金は、前年度の保育委託費に係る国県負担金について、その精算により84万円の返還が生じることから予算化したものです。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付費、18節の低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、不足見込みにより、1人当たり5万円で5人分を追加するものです。

財源内訳欄の国県支出金25万円は、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費、3節の時間外勤務手当は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る不足見込み分を計上しました。

次のページをお願いします。10ページです。

10節の需用費から12節の業務委託料までは、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種に係る費用を措置しました。

財源内訳欄の国県支出金2,368万円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,123万8,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,244万2,000円です。

3項1目診療所費、27節の診療所特別会計繰出金は、会計年度任用職員の共済費分です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節の農業夢プラン応援事業補助金は、

予定事業の取下げにより全額を減額、飼料用米作付支援事業補助金は、作付面積増加による不足分の増額、夢ある園芸産地創造事業補助金は、新たに汎用コンバインを購入する分として841万7,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金422万3,000円は、未来にアタック農業夢プラン応援事業費県補助金が251万円の減額、夢ある園芸産地創造事業費県補助金673万3,000円の増額です。

8目グリーンツーリズム推進費、10節の修繕料は、ワイナリーのボイラーや水道配管、乗用モア修理のための修繕料です。12節の業務委託料は、ブドウ就農への関心を喚起するために、秋田県立大学生のインターンシップ受入れ事業を実施する経費として措置しました。

2項林業費、1目林業振興費、11節の諸手数料は、鹿角養蜂協会から緑化事業への活用を目的に寄附を受けたことからシダレザクラを植樹する費用を計上しております。

財源内訳欄のその他12万7,000円は、鹿角養蜂協会からの指定寄附金10万円と普通共用林野運営協議会業務負担金2万7,000円です。

3項水産業費、1目水産業振興費、18節の十和田湖ひめますブランド推進協議会負担金は、自治体割分負担金です。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は、原油価格高騰の影響を受けているトラック運送事業者の負担軽減を目的に、秋田県と連携した物流事業者緊急支援事業を実施する経費を計上しました。10節需用費と11節役務費は事務費分で、18節の物流事業者緊急支援事業補助金は、秋田県の支援額の半額を補助することとして、トラック1台当たりの単価を7,500円から3万6,000円とし、全部で96台分、207万円を見込み予算措置しております。

財源内訳欄の国県支出金474万4,000円は地方創生臨時交付金で、物流事業者緊急支援事業充当分が210万円と財源振替により感染症対応資金利子助成事業へ充当した264万4,000円です。

3目観光費、10節の修繕料は、観光施設維持管理用の小破修繕料不足分です。12節の業務委託料は、観光施設の除排雪経費分です。18節の十和田湖マラソン大会補助金は、大会の中止により減額しています。

4目康楽館費、12節の業務委託料は、役者住宅の除排雪作業分です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節の住宅リフォーム支援事業補助金は、今年度も利用が好調なことから400万円を追加するものです。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、10節の光熱水費137万2,000円は、役場前の向陽2号線融雪歩道に係る電気料です。それ以外の補正が町道除雪に係る経費で1億



1,639万8,000円を計上しました。主な除雪体制は昨年度と同様の体制として予算措置しまして、予算規模も前年度とほぼ同程度の数字となっております。

次のページ、12ページをお願いします。

2目道路橋りょう新設改良費は、町道新遠部線と国道282号との交差点部分の見通しを改良するためのもので、12節業務委託料は、支障物件補償算定業務として200万2,000円、21節の補償金は、支障物件移転補償金として313万5,000円を措置しました。

5項住宅費、1目住宅管理費、10節の修繕料は、雪害修繕が多く発生したことにより不足が見込まれることから200万円を追加しています。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費と4目水防費は、消防団員の報酬及び出場手当の見直しについて、議案第58号の改正内容に合わせて予算措置するもので、8節の費用弁償を減額し、1節の報酬を増額しております。

5目災害対策費、10節の消耗品費は、災害備蓄用消耗品として、折り畳みすのこベッドや段ボールベッド、消毒液、給水袋など、このたびの災害で使用し補充するもの、また新たに必要となったものの購入分として194万7,000円を措置しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、13節の諸利用料は、児童生徒用のタブレットフィルタリング利用料です。18節の学校給食費助成事業補助金は、準要保護者の減少に伴う増額分のほか、物価高騰に伴う給食単価アップ分を全額公費で負担することとして、全額補助する分の160万3,000円を措置しています。

2項小学校費、1目学校管理費、10節の修繕料は、小破修繕の不足見込み分です。12節の業務委託料は、給食棟及び玄関の雪下ろし作業の分です。

2目教育振興費、19節の扶助費は、準要保護者が減少したことによる給食費援助費の減です。

3項中学校費、2目教育振興費、19節の扶助費は、小学校費と同様の内容です。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、12節の業務委託費は、中小路の館の雪下ろし作業分です。

4目社会教育施設管理費、12節の業務委託料は、川上公民館に係る除排雪経費分です。

設計委託料は、旧川上公民館解体、体育館耐震補強、渡り廊下接続に係る設計費用として541万6,000円を措置しました。13節の機械器具借料は、川上公民館の仮設トイレ設置リース料です。

財源内訳欄のその他541万6,000円は、川上公民館整備事業に充当した公共施設等総合管

理基金繰入金です。

6目図書館費、12節の業務委託料は、建物北側の冬囲い経費分です。

5項保健体育費、4目学校給食費、10節の修繕料は、小破修繕料の不足分です。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明いたしますので、6ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税で普通交付税1億1,796万1,000円、特別交付税4,967万7,000円、19款繰越金で4,663万6,000円を措置して収支の調整を図っています。

普通交付税は、今回の補正で16億6,796万1,000円の決定額全額を予算措置いたしました。21款1項町債、8目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて6,421万6,000円減額しています。

次に、4ページをお開きください。

地方債補正では、臨時財政対策債に係る今回の補正に合わせて限度額を変更しております。この結果、総額を6,421万6,000円減額して、その限度額を2億3,218万4,000円としております。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第60号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第61号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第61号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも2,705万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億1,477万1,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、一般被保険者療養給付費に1,895万6,000円、一般被保険者高額療養費に700万円、当初より出生件数が増加見込みのため、出産育児一時金として84万円、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和4年10月から会計年度任用職員の健康保険が地方公務員等共済組合の適用となることから、共済費分として賦課徴収費に5万6,000円、増額が見込まれる保険税の還付金に20万円をそれぞれ増額するものでございます。

歳入につきましては、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う会計年度任用職員共済費増額分5万6,000円と出産育児一時金追加分に対応する3分の2相当分の56万円を一般会計繰入金として61万6,000円、前年度繰越金として2,643万6,000円それぞれ増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第61号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第62号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第62号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも1,751万1,000円を増額し、歳入歳

出予算の総額を8億682万3,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、1款総務費では、1項1目一般管理費において、令和4年10月の介護報酬改定に対応するため、システム改修費用として8万8,000円を、2項1目賦課徴収費において、制度周知用パンフレット印刷代として10万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

また、6款1項2目償還金は、前年度の決算見込みによる国・県の負担金等の返還金として1,749万6,000円を増額しております。

歳入補正の主な内容は、3款国庫支出金において、1項1目介護給付費負担金は、歳出の実績見込みによる国負担分として40万9,000円を、2項1目調整交付金は、交付確定に伴い1,024万8,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

また、8款繰越金は、前年度繰越金として698万9,000円を増額しております。

次に、介護サービス事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも5万円を増額し、歳入歳出予算の総額を312万8,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和4年10月から会計年度任用職員の健康保険が地方公務員等共済組合の適用となることから、1款1項1目共済費において5万円を追加しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、2款1項1目一般会計繰入金へ5万円を追加し、調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第62号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第63号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第63号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第63号 令和4年度歯科診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,596万7,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和4年10月から会計年度任用職員の健康保険が地方公務員等共済組合の適用となることから、1款1項1目共済費において、15万2,000円を増額しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、3款1項1目一般会計繰入金へ15万2,000円を追加し、調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第63号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月9日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時42分